

証券コード 9012
2026年6月8日

株主の皆様へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社
代表取締役社長 牧野英伸

第203期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第203期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.chichibu-railway.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秩父鉄道」または「コード」に当社証券コード「9012」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室
(末尾のご案内函をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第203期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第203期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

〇電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとしておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「会社の体制及び方針」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。

〇株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

秩父鉄道株式会社 御中

×××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

秩父鉄道株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・第3・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

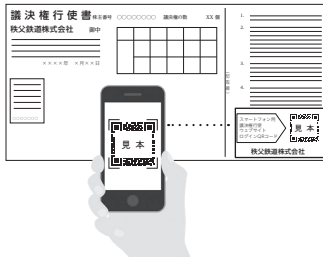
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

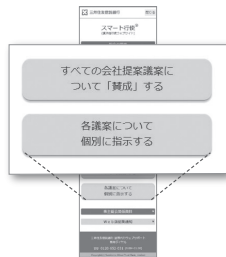
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

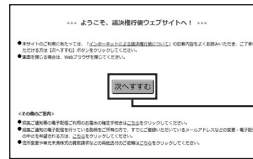
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まきのひでのぶ 牧野英伸 (1962年7月26日生)	1985年4月 秩父セメント株式会社入社 2011年4月 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店業務部長 2013年3月 太平洋セメントU. S. A. 株式会社副社長 2016年4月 太平洋セメント株式会社法務部長 2020年4月 同社執行役員人事部長 2022年4月 当社常務執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,069株
<p>【選任理由】 牧野英伸氏は、太平洋セメント株式会社での要職を歴任され豊富な経験と高い見識を有しております。2022年からは代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	さかもとまさみ 坂本昌己 (1965年3月22日生)	1989年4月 当社入社 2012年7月 当社企画部 部長 2013年7月 当社企画部 部長兼総務部 部長 2015年4月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年7月 当社執行役員企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員企画部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員 グループ観光統括部長 2025年1月 当社取締役常務執行役員 鉄道事業本部長兼 鉄道事業本部鉄道企画室長（現任） [当社における担当] 鉄道事業本部	1,231株
<p>【選任理由】 坂本昌己氏は、2019年から取締役として当社の経営に従事し、現在は鉄道事業本部の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	たか はし やす のり 鷹 啄 泰 則 (1964年10月26日生)	1989年12月 当社入社 2012年7月 当社事業部 部長 2015年4月 当社執行役員事業部長 2018年4月 当社執行役員人事部長 2022年6月 当社取締役執行役員人事部長 2025年1月 当社取締役執行役員観光事業本部長兼 人事部長 (現任) [当社における担当] 観光事業本部、人事部	1,231株
	【選任理由】 鷹啄泰則氏は、2022年から取締役として当社の経営に従事し、現在は観光事業本部及び人事部の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。		
4	あら ふね しん いち 荒 船 慎 一 (1966年1月7日生)	1984年4月 当社入社 2015年12月 当社列車区 区長 2020年2月 当社熊谷駅務区 区長 2021年2月 当社運輸部運転課 課長 2022年4月 当社運輸部 次長 2023年4月 当社執行役員運輸部長 2025年1月 当社執行役員鉄道事業本部運輸部長 2025年6月 当社取締役執行役員 鉄道事業本部運輸部長 (現任) [当社における担当] 鉄道事業本部運輸部	739株
	【選任理由】 荒船慎一氏は、2025年から取締役として当社の経営に従事し、現在は運輸部の担当として、また、鉄道事業における安全統括管理者として、当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。		
5	あい だ てつ や 會 田 哲 也 (1959年10月27日生)	1991年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 村上法律事務所 1996年4月 あぼろ法律事務所 (現任) 2023年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 會田哲也氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株式数
	曾根原正宏 (1952年6月21日生)	1979年4月 寶登山神社入社 2014年4月 長瀨町文化財保護審議会委員長(現任) 2019年3月 寶登山神社宮司(現任) 2019年6月 宝登興業株式会社社外取締役 2025年6月 当社社外取締役(現任)	一株
6	【選任理由及び期待される役割の概要】 曾根原正宏氏は、寶登山神社宮司や長瀨町文化財保護審議会委員長を務めるなど、当社沿線の発展に深く関わっており、その豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。		

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 會田哲也氏及び曾根原正宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 會田哲也氏及び曾根原正宏氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。會田哲也氏及び曾根原正宏氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者會田哲也氏に関する事項
 - (1) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - (2) 會田哲也氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 当社は會田哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者曾根原正宏氏に関する事項
 - (1) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - (2) 曾根原正宏氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 当社は曾根原正宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、当社は、2027年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

7. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

【取締役のスキル・マトリックス一覧】

氏名	当社における地位	経験・専門性						
		企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・労務	鉄道	観光	不動産
牧野 英伸	代表取締役社長	○	○	○				
坂本 昌己	取締役常務執行役員	○				○	○	
鷹塚 泰則	取締役執行役員				○		○	○
荒船 慎一	取締役執行役員			○		○	○	
會田 哲也	社外取締役			○				
曾根原 正宏	社外取締役			○			○	

※スキル・マトリックスは各人が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、各人の経験・知見等を踏まえて特に専門性を発揮することを会社として期待するもの最大3つに○印をつけております

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役根岸俊介氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の 株式数
あいざわのぶひこ 相澤伸彦 (1959年9月7日生)	1987年 9月 秩父セメント株式会社入社 2008年 10月 太平洋セメント株式会社熊谷工場業務部長 2009年 6月 当社社外監査役 2012年 4月 太平洋セメント株式会社環境事業部事業管理グループリーダー 2012年 6月 当社社外監査役退任 2016年 4月 太平洋セメント株式会社監査役室長 2019年 4月 太平洋陸送株式会社顧問 2019年 6月 同社代表取締役社長 2025年 6月 同社顧問（現任）	— 株
【選任理由】 相澤伸彦氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に当社の社外監査役であったことがあり、社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、経営者として豊富な経験・見識等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 選任される監査役の任期は、当社定款第32条第2項の定めにより、前任監査役の任期満了の時までとなります。

3. 相澤伸彦氏は、社外監査役候補者であります。

4. 相澤伸彦氏は、過去に当社の社外監査役でありました。

5. 社外監査役候補者相澤伸彦氏に関する事項

(1) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

(2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

(3) 相澤伸彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。相澤伸彦氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2027年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
おけしおさむ 桶師修 (1971年10月3日生)	1995年4月 秩父小野田株式会社入社 2022年4月 太平洋セメント株式会社総務部IR広報グループリーダー 2024年4月 同社事業企画管理部管理グループリーダー 2025年4月 同社グループ戦略推進部事業管理グループリーダー(現任)	一株
【選任理由】 桶師修氏は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験・見識等を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桶師修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 桶師修氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。桶師修氏が監査役に就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2027年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の当社第167期定時株主総会において、月額1,000万円以内（年額12,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告24頁に記載の〔役員報酬等の内容の決定に関する方針等〕につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報

酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

(1) 無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

(2) 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数6,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日

から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」につき以下に記載のとおり変更することを予定しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、「基本報酬」と中長期的な企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして付与すると共に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする「株式報酬」で構成し、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、以下のとおり決定するものとする。

「基本報酬」は、金銭報酬である月例の固定報酬、「株式報酬」は、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額は年額12百万円以内、かつ、発行又は処分する普通株式の総数は年6,000株以内とする。

「基本報酬」及び「株式報酬」の報酬額は、役位、職責、業績等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。なお、社外取締役は「基本報酬」のみとする。

b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬、株式報酬の金額の割合は、企業価値向上及び業績向上に寄与するために適切な割合とする。

c. 報酬支給時期の決定方針

基本報酬は毎月支給する。株式報酬は、毎年7月に年間分を付与するが、重大な法令違反があったと取締役会が認めた場合など一定の事由が生じた場合には会社が無償取得することがある。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、観光需要が好調に推移したものの、物価の上昇や各種材料の長納期化など、注視が必要な状況が続きました。

このような中、当社グループでは、観光資源の再開発・魅力向上に取り組むとともに、沿線の市町や事業者、同業他社と連携した誘客活動を積極的に展開し、地域の活性化と収益の確保に努めました。また、組織運営の更なる効率化・最適化を図るべく、グループ会社の再編を実施するなど、持続可能な経営基盤の構築に向けた取り組みを推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は5,637百万円（前期比6.8%増）、営業利益は539百万円（同76.9%増）、経常利益は484百万円（同79.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は383百万円（同231.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

鉄道事業

鉄道事業におきましては、輸送の安全性向上を図るため、設備面では連動装置更新工事や列車集中制御装置更新工事、第4種踏切道の安全対策工事などを実施するとともに、異常時訓練や安全指導による従業員の意識向上に取り組みました。

旅客部門では、繁忙期における利便性の向上を図るため、臨時列車を運行したほか、行田市駅発のS L列車の運行や各種記念乗車券類の発売など、積極的な営業施策に取り組みました。これらに加え、前期に実施した旅客運賃改定の効果もあり、定期外旅客の人員及び収入は前期に比べ増加し、定期旅客の人員は前期に比べ減少したものの、収入は前期に比べ増加いたしました。

貨物部門では、輸送量が減少したものの、貨物運賃の改定を行ったことにより、貨物収入は前期に比べ増加いたしました。

営業費用は、修繕工事の一部が次期以降に変更となったことから修繕費は減少いたしました。が、人件費などが増加した影響により、前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は3,648百万円（前期比6.5%増）、営業利益は213百万円（前期は17百万円の営業利益）となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、賃貸ビルの入居率低下などにより、賃貸収入は前期に比べ減少いたしました。

営業費用は、賃貸ビルの修繕工事実施などにより、前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は344百万円（前期比7.9%減）、営業利益は189百万円（同16.1%減）となりました。

観光事業

観光事業におきましては、長瀬地域が多くのメディアに取り上げられたほか、昨年7月にオープンした「SUSABINOテラス」の効果もあり、宝登山ロープウェイや長瀬ラインくんだりなどの各施設の収入は前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は597百万円（前期比20.9%増）、営業利益は106百万円（同142.4%増）となりました。

なお、当社は、連結子会社である宝登興業株式会社と昨年10月1日をもって合併いたしました。

卸売・小売業

卸売・小売業におきましては、コンビニエンスストアの収入などが前期に比べ増加いたしました。

営業費用は、人件費などが前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は662百万円（前期比5.9%増）、営業利益は16百万円（同7.5%減）となりました。

その他事業

建設・電気工事業におきましては、完成工事高が前期に比べ増加いたしました。バス事業におきましては、旅行業を終了したことなどにより、前期に比べ減収となりました。

この結果、営業収益は758百万円（前期比1.4%減）、営業利益は5百万円（同20.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

連動装置更新工事	426,167千円
運転指令所新築工事	214,616千円
支索・緊張索等交換工事	210,500千円
車両区給排水設備工事	49,912千円
グランツ永田リノベーション工事	38,021千円
樋口No.16踏切道拡幅工事に伴う踏切保安設備工事	31,441千円
SUSABINOテラス設置工事	26,551千円
八高線乗越橋梁マクラギ交換工事	24,615千円
樋口No.16踏切道拡幅工事に伴う軌道工事	19,506千円
列車集中制御装置更新工事（大麻生駅）	16,872千円
列車集中制御装置更新工事（長瀬駅）	16,872千円
皆野駅No.1踏切道KG式化工事	13,710千円
長生館 高圧受電設備更新工事	11,300千円

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、鉄道事業を柱として事業展開しており、公共交通機関としての「安全・安心・安定」を維持できる事業者であることが使命であり、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題に掲げております。この課題の達成に向け、安全面における計画的な設備投資や従業員への教育などハード・ソフト両面における取り組みを更に強化してまいります。第4種踏切道の安全対策につきましては、追加対策として簡易遮断機を通行量の多い歩行者専用の踏切道に設置いたしましたが、根本的な解決に向け、関係者との協議を継続してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、当社沿線における居住人口の減少のほか、物価の高騰、人件費や金利の上昇など、引き続き不透明な状況にあります。このような中、安定した経営基盤の構築に向け、組織改編や適正な運賃・料金への見直し、「人財」への投資など諸施策を進めてまいりましたが、今後も持続可能な成長を見据え、以下のとおり取り組んでまいります。

鉄道事業では、積極的な営業施策の継続とともに、鉄道の更なる利便性向上策に取り組んでまいります。また、いわゆる「改正地域交通法」により創設、拡充された枠組みを活用し、持続可能性の高い地域公共交通への再構築に向け、関係自治体と連携、協調し検討してまいります。

観光事業では、宝登山山頂の魅力向上のため、施設・環境整備を継続するなど、長瀬への誘客促進に努めてまいります。

不動産事業では、駅前の不動産を中心に、地域の発展と当社の事業性の両面から有効な活用方法を検討し実行してまいります。

加えて、これらの取り組みを実現するためには、「人財」への投資は必要不可欠であり、専門知識や経験を有する「人財」を育成するとともに、就業環境の改善を図り、従業員にとって魅力ある会社づくりを進めてまいります。

また、お客様サービスの向上、地域社会との連携などにより、株主の皆様や沿線の市町、住民の皆様に、当社グループに対する良き理解者となってもらえるよう努め、信頼を積み重ねてまいります。

今後も、一層の経営効率化による安定した利益の計上と強固な経営基盤の構築を図り、また、地域社会とともに発展することにより、企業価値向上に努めてまいります。

(6) 財産及び損益状況の推移

区 分	第200期 (2022年度)	第201期 (2023年度)	第202期 (2024年度)	第203期 (当期) (2025年度)
営業収益 (千円)	4,688,280	4,913,066	5,276,389	5,637,702
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△311,771	19,672	270,069	484,659
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	△5,046,299	92,571	115,590	383,260
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,397.03	62.32	77.82	258.05
総資産 (千円)	16,954,399	16,453,153	16,899,816	17,694,366

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
秩父鉄道観光バス株式会社	千円 100,000	% 100.0	バス事業
株式会社秩父建設	25,000	100.0	建設・電気工事業
株式会社秩鉄商事	22,200	100.0	卸売・小売業

- (注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。
 2. 当社の連結子会社は上記の3社であり、非連結子会社は2社であります。
 3. 当社の連結子会社であった宝登興業株式会社は、2025年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な事業内容及び事業所（2026年3月31日現在）

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業、観光事業、卸売・小売業、その他の事業を展開しております。

鉄道事業	当社 羽生～熊谷～三峰口駅間（71.7軒） 武川～三ヶ尻駅間（貨物専用 3.7軒） 車両数 電車53両、客車4両、電気機関車16両、私有電気機関車 1両、貨車6両、私有貨車128両、蒸気機関車1両 駅数 40駅（埼玉県）
不動産事業	当社 賃貸・分譲・請負 営業所数 1ヵ所（埼玉県）
観光事業	当社 遊船・索道・動物園・飲食・土産品販売 車両数（搬器）2両 駅数 2駅（埼玉県）
卸売・小売業 その他	株式会社秩鉄商事
バス事業	秩父鉄道観光バス株式会社 貸切バス事業、特定バス事業、乗合バス事業 バス営業所数 2ヵ所（埼玉県） 車両数 24両 （大型14両・中型2両・小型2両・特定小型6両） （注）車両数には、リース資産を含めて記載しております。
建設・電気工事業	株式会社秩父建設

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
鉄道事業	244名(49名)	△9名(1名)
不動産事業	5名(0名)	△1名(0名)
観光事業	25名(16名)	△9名(△2名)
卸売・小売業	9名(17名)	1名(1名)
その他	70名(27名)	△5名(1名)
全社(共通)	24名(16名)	5名(1名)
合計	377名(125名)	△18名(2名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
298名(81名)	4名(8名)	42.04歳	19.10年

(注) 1. 組合専従者は除いております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,272,750
株式会社群馬銀行	1,108,796
株式会社日本政策投資銀行	809,630
株式会社足利銀行	498,410
株式会社武蔵野銀行	444,290
埼玉縣信用金庫	398,910
株式会社みずほ銀行	265,980
株式会社東和銀行	204,910
株式会社商工組合中央金庫	114,930

千円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,485,166株
(自己株式14,834株を除く)

(3) 株主数 1,708名

(4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
太平洋セメント株式会社	497,828	33.52
有恒鉱業株式会社	213,624	14.38
二反田 静太郎	51,300	3.45
株式会社埼玉りそな銀行	31,824	2.14
山 腰 玲 子	26,900	1.81
中 村 幸 久	24,200	1.63
諸 井 恒 一	16,103	1.08
株式会社武蔵野銀行	16,000	1.08
柿原林業株式会社	10,800	0.73
東武鉄道株式会社	10,033	0.68

(注) 1. 当社は自己株式を14,834株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	牧 野 英 伸	
取 締 役	坂 本 昌 己	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長兼鉄道事業本部鉄道企画室長
取 締 役	鷹 啄 泰 則	観光事業本部、人事部、不動産事業部担当 観光事業本部長兼人事部長
取 締 役	荒 舩 慎 一	鉄道事業本部運輸部、同本部技術部担当 鉄道事業本部運輸部長
取 締 役	會 田 哲 也	25頁(4)①に記載のとおりです。
取 締 役	曾 根 原 正 宏	25頁(4)②に記載のとおりです。
常 勤 監 査 役	藤 野 孝 男	
監 査 役	根 岸 俊 介	26頁(4)③に記載のとおりです。
監 査 役	中 谷 内 茂 樹	26頁(4)④に記載のとおりです。
監 査 役	正 田 孝 之	

- (注) 1. 取締役會田哲也氏及び曾根原正宏氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は會田哲也氏及び曾根原正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役荒舩慎一氏及び曾根原正宏氏は、2025年6月26日開催の第202期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
3. 監査役根岸俊介氏及び中谷内茂樹氏は、社外監査役であります。
4. 監査役藤野孝男氏は、2025年6月26日開催の第202期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役中山高明氏は、2025年6月26日開催の第202期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非 金 銭 等	金 銭 等	
取 締 役	26,400	26,400	—	—	7	
(うち社外取締役)	(2,100)	(2,100)	(—)	(—)	(3)	
監 査 役	12,345	12,345	—	—	4	
(うち社外監査役)	(3,705)	(3,705)	(—)	(—)	(2)	
合 計	38,745	38,745	—	—	11	
(うち社外役員)	(5,805)	(5,805)	(—)	(—)	(5)	

(注) 1. 上表には2025年6月26日開催の第202期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

2. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。

3. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

取締役及び監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2024年6月26日、2025年6月26日開催の取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

- b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
報酬等の種類ごとの比率の目安は以下のとおりとする。
基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝100：0：0
 - c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。
- ④ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 會田 哲也

- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当する重要な事項はありません。
- (ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況
該当する重要な事項はありません。
- (ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係
該当する重要な事項はありません。
- (ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

② 取締役 曾根原 正宏

- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
寶登山神社 宮司
寶登山神社と当社との間には特別な関係はありません。
- (ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況
該当する重要な事項はありません。
- (ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係
該当する重要な事項はありません。
- (ニ) 当事業年度における主な活動状況

2025年6月26日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に寶登山神社宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、長年の経験・見識等を反映していただいております。また、客観的な幅広い助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 監査役 根岸 俊介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

秩父資材株式会社 代表取締役社長

秩父資材株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 監査役 中谷内 茂樹

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

・小野田化学工業株式会社 取締役

・エバタ株式会社 取締役

・太平洋フィナンシャル・アンド・アカウンティング株式会社 取締役

・屋久島電工株式会社 監査役

・株式会社エーアンドエーマテリアル 監査役

なお、上記の5社は、いずれも主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者でグループ戦略推進部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	坂 本 昌 己	鉄道事業本部
執 行 役 員	鷹 啄 泰 則	観光事業本部、人事部、不動産事業部
執 行 役 員	荒 舩 慎 一	鉄道事業本部運輸部・同本部技術部
執 行 役 員	佐 藤 伸	内部監査室・総務部

(注) 坂本昌己氏、鷹啄泰則氏及び荒舩慎一氏は、取締役を兼務しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,452,585	流 動 負 債	4,613,300
現金及び預金	790,988	支払手形及び買掛金	819,961
受取手形、売掛金及び契約資産	1,091,634	短期借入金	770,000
分譲土地建物	92,589	1年内返済予定の長期借入金	1,448,010
商品及び製品	34,128	未払法人税等	66,427
原材料及び貯蔵品	162,408	未払消費税等	92,064
その他の	284,784	契約負債	107,131
貸倒引当金	△3,948	賞与引当金	209,524
固 定 資 産	15,241,780	その他の	1,100,179
有 形 固 定 資 産	14,985,842	固 定 負 債	7,561,123
建物及び構築物	3,489,981	長期借入金	3,177,109
機械装置及び運搬具	435,962	繰延税金負債	12,893
土地	10,947,636	再評価に係る繰延税金負債	3,157,820
その他の	112,261	退職給付に係る負債	873,815
無 形 固 定 資 産	87,260	特別修繕引当金	142,930
投 資 そ の 他 の 資 産	168,677	長期預り金	101,880
投資有価証券	120,476	その他の	94,675
繰延税金資産	19,088	負 債 合 計	12,174,423
その他の	53,100	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△23,988	株 主 資 本	△1,600,213
資 産 合 計	17,694,366	資本金	750,000
		資本剰余金	29,459
		利益剰余金	△2,347,087
		自己株式	△32,584
		その他の包括利益累計額	7,120,157
		その他有価証券評価差額金	59,877
		土地再評価差額金	6,914,708
		退職給付に係る調整累計額	145,570
		純 資 産 合 計	5,519,943
		負 債 純 資 産 合 計	17,694,366

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		5,637,702
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	3,779,697	
販売費及び一般管理費	1,318,656	5,098,354
営業利益		539,348
営業外収益		
受取利息	1,981	
受取配当金	2,327	
土地物件貸付料	19,136	
その他	3,189	26,634
営業外費用		
支払利息	69,557	
その他	11,766	81,323
特別利益		484,659
固定資産売却益	4,301	
工事負担金等受入額	50,947	
補助金受入額	308,188	363,437
特別損失		
固定資産圧縮損	359,135	
固定資産除却及び撤去費	17,899	
減損	47,688	
その他	3,765	428,489
税金等調整前当期純利益		419,607
法人税、住民税及び事業税	57,023	
法人税等調整額	△20,676	36,347
当期純利益		383,260
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		383,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 部 科 目	の 金 額	負 債 部 科 目	の 金 額
流 動 資 産	2,091,545	流 動 負 債	4,386,301
現金及び預金	574,591	短期借入金	725,000
未収運賃	193,886	1年内返済予定の長期借入金	1,383,642
未収金	1,008,570	リース債務	6,463
未収収益	37,985	未払金	1,438,048
分譲土地建物	92,589	未払費用	259,804
商品及び製品	4,297	未払法人税等	60,865
原材料及び貯蔵品	159,518	未払消費税等	77,894
前払金	546	契約負債	107,131
前払費用	11,856	前受り金	32,041
その他	7,701	預り連絡運賃金	87,260
固 定 資 産	15,196,590	賞与引当金	14,149
鉄道事業固定資産	11,545,385	固 定 負 債	7,740,957
不動産事業固定資産	2,403,102	長期借入金	3,009,964
観光事業固定資産	494,087	繰延税金負債	11,976
各事業関連固定資産	590,171	繰延税金負債	13,240
建設仮勘定	4,771	再評価に係る繰延税金負債	3,160,607
投資その他の資産	159,071	退職給付引当金	1,019,386
投資有価証券	63,429	特別修繕引当金	142,930
関係会社株式	78,524	関係会社事業損失引当金	237,000
出資金	2,013	長期預り金	101,880
長期貸付金	15,000	その他	43,972
長期未収金	22,811	負 債 合 計	12,127,258
その他	15,104	純 資 産 部	
貸倒引当金	△37,811	株 主 資 本	△1,820,076
資 産 合 計	17,288,135	資本金	750,000
		資本剰余金	14,162
		資本準備金	14,106
		その他資本剰余金	55
		利益剰余金	△2,551,653
		利益準備金	175,113
		その他利益剰余金	△2,726,766
		諸井恒平氏記念資金	5,100
		頌徳会基金	5,000
		繰越利益剰余金	△2,736,866
		自 己 株 式	△32,584
		評価・換算差額等	6,980,953
		その他有価証券評価差額金	59,877
		土地再評価差額金	6,921,075
		純 資 産 合 計	5,160,876
		負 債 純 資 産 合 計	17,288,135

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 裕 文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 裕 文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

秩父鉄道株式会社 監査役会
常勤監査役 藤野 孝 男 ㊟
社外監査役 根岸 俊 介 ㊟
社外監査役 中谷内 茂 樹 ㊟
監査役 正 田 孝 之 ㊟

以 上

ご案内図

会場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室

交通 秩父鉄道・JR高崎線・上越新幹線
熊谷駅南口より徒歩2分

